

(4) 農産園芸課所管事業

補助金名	補助対象事業	補助対象経費		補助金の額	補助事業者 (間接補助事業者)	軽微な変更	
1 環境保全型農業直接支払交付金	環境保全型農業直接支払事業	環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づき、市町村が支援対象活動を実施する農業者団体等に対し取組面積に応じて交付金を交付するのに要する経費		定額 ただし、原則として市町村が4分の1負担する場合に限る	市町村（農業者団体等）	補助金の額に変更を及ぼさない 事業内容等の変更	
2 環境保全型農業直接支払等推進交付金	環境保全型農業直接支払等推進事業	環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づいて、市町村が実施する環境保全型農業直接支払交付金に係る推進指導、確認事務等に要する経費		当該事業に要する経費の10分の10以内の額	市町村	補助金の額に変更を及ぼさない 事業内容等の変更	
3 清流を守るぎふクリーン農業等総合支援事業費補助金	清流を守るぎふクリーン農業等総合支援事業	環境保全型農業新技術導入支援	市町村等が清流を守るぎふクリーン農業等総合支援事業実施要領（以下「ぎふクリーン総合支援要領」という。）に基づいて行う、県試験研究機関等が開発・試験した環境保全効果の高い技術の導入に必要な資材の導入に要する経費	当該事業に要する経費の3分の1以内の額	市町村 農業協同組合 農業者等の組織する団体[構成員3戸以上]	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 事業種目又は事業区分ごとに事業費の30%を越える増減 (2) 補助金の額の変更 2 事業内容の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 事業種目又は事業区分ごとの事業量の30%を越える増減 (3) 事業種目又は事業区分、作物の新設又は廃止	
		農産物安全性確認支援	ぎふクリーン農業登録支援	ぎふクリーン農業生産登録者等がぎふクリーン総合支援要領に基づいて行うぎふクリーン農業生産登録（新規及び更新）に必要な残留農薬自主検査に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額		ぎふクリーン農業生産登録者、登録予定者及び生産登録更新者
				ぎふクリーン農業生産登録者等がぎふクリーン総合支援要領に基づいて行うぎふクリーン農業の生産登録（新規及び更新）に必要な残留農薬自主検査に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の2分の1以内の額		市町村 (ぎふクリーン農業生産登録者、登録予定者及び生産登録更新者)
	朝市等直売施設など生産者組織支援	朝市等直売所の運営主体である生産者団体等がぎふクリーン総合支援要領に基づいて行う残留農薬自主検査に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額	朝市等直売所の運営主体である団体及び朝市等直売所に出荷する農業者が組織する団体[構成員3戸以上] 学校給食へ農産物を供給している農業者が組織する団体[構成員3戸以上]			

補助金名	補助対象事業	補助対象経費		補助金の額	補助事業者 (間接補助事業者)	軽微な変更	
				朝市等直売所の運営主体である生産者団体等がぎふグリーン総合支援要領に基づいて行う残留農薬自主検査に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の2分の1以内の額	市町村 (朝市等直売所の運営主体である団体及び朝市等直売所に出荷する農業者が組織する団体[構成員3戸以上]、学校給食へ農産物を供給している農業者が組織する団体[構成員3戸以上])	
				朝市等直売所の運営主体である生産者団体等がぎふグリーン総合支援要領に基づいて行う自主管理体制の構築及び構築した管理体制のPRに必要と認められる資材作成及び活動に要する経費	当該事業に要する経費の3分の1以内の額	朝市等直売所の運営主体である団体及び朝市等直売所に出荷する農業者が組織する団体[構成員3戸以上]学校給食へ農産物を供給している農業者が組織する団体[構成員3戸以上]	
				朝市等直売所の運営主体である生産者団体等がぎふグリーン総合支援要領に基づいて行う自主管理体制の構築及び構築した管理体制のPRに必要と認められる資材作成及び活動に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の3分の1以内の額	市町村 (朝市等直売所の運営主体である団体及び朝市等直売所へ出荷する農業者が組織する団体[構成員3戸以上]、学校給食へ農産物を供給している農業者が組織する団体[構成員3戸以上])	

補助金名	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者 (間接補助事業者)	軽微な変更
4 元気な農業産地構造改革支援事業費補助金	元気な農業産地構造改革支援事業	農業協同組合連合会等が元気な農業産地構造改革支援事業実施要領（以下「元気な農業実施要領」という。）に基づいて行う、「ぎふ農業・農村基本計画」（平成28～32年度）の3つの基本方針（多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくり）に沿った産地構造改革の取組みと基幹的共同利用施設の改良整備を推進するために必要となる機械・施設等の導入・整備に要する経費	当該事業に要する経費の4分の1以内の額 ただし、元気な農業実施要領第7の1の(1)から(7)に定める機械施設等にあつては当該事業に要する経費の3分の1以内の額	県内を区域とする農業協同組合連合会 市町村 農業協同組合	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 同一事業主体に係る事業区分又は当該事業区分が2以上の設計となる場合は、設計単位（以下「事業種目又は設計単位」という。）ごとに、次に掲げる変更 (1) 事業費の30%を超える増減 (2) 補助金の額の変更 (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用 2 事業内容の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 事業区分の新設又は廃止 (3) 施工箇所又は設置場所の変更 (4) 事業区分又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減
		農業協同組合等が元気な農業実施要領に基づいて行う、「ぎふ農業・農村基本計画」（平成28～32年度）の3つの基本方針（多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくり）に沿った産地構造改革の取組みと基幹的共同利用施設の改良整備を推進するために必要となる機械・施設等の導入・整備に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の4分の1（実施要領第7の1の(1)から(7)定める機械施設等にあつては3分の1）以内の額	市町村 （農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体[構成員3戸以上]、特定農業団体、第3セクター（市町村等の出資が過半数を占める団体）、その他農政部長が別に定めるもの）	
5 岐阜県米麦改良協会補助金	岐阜県産米改善対策事業	岐阜県米麦改良協会の職員1人分（給料、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び社会保険料）	当該補助に要する経費の10分の10以内の額	（一社）岐阜県米麦改良協会	
6 競争力強化生産総合対策事業費補助金	(1) 競争力強化生産総合対策条件整備事業	全国農業協同組合連合会等が強い農業づくり交付金実施要綱（以下「強い農業づくり要綱」という。）、産地パワーアップ事業実施要綱（以下「産地パワーアップ要綱」という。）に基づいて行う土地利用型作物の生産・流通体制の整備等産地競争力の強化に必要な共同利用施設の整備に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額 ただし、別表第1の(4)の附表（その1）に掲げる施設等については、それぞれ表に掲げる補助金の額とする	全国農業協同組合連合会岐阜県本部 農業協同組合（ただし、県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う場合に限る。）	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 補助金、交付金の額の変更 (2) 30%を超える事業費の変更 2 事業内容の変更 (1) 事業実施主体の変更 (2) 事業の新設又は廃止
		農業協同組合等が強い農業づくり要綱、産地パワーアップ要綱に基づいて行う土地利用型作物の生産・流通体制の整備等産地競争力の強化に必要な共同利用施設の整備に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額であつて、当該事業に要する経費の2分の1以内の額 ただし、別表第1の(4)の附表（その1）に掲げる施設等については、それぞれ表に掲げる補助金の額とする	市町村 （農業協同組合、営農集団及び特認団体）	

補助金名	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者 (間接補助事業者)	軽微な変更
	(2) 附帯事務費	(1)の経費に係る事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査に要する経費	当該補助に要する経費の2分の1以内の額	市町村	
	(3) 競争力強化生産総合対策地区推進事業	市町村等が競争力強化生産総合対策地区推進事業実施要領に基づいて行う土地利用型作物の産地の競争力を強化するための生産体制の整備、実需者・消費者等との連携、新技術の導入等の推進に要する経費	当該補助に要する経費の2分の1以内の額	市町村 全国農業協同組合連合会岐阜県本部 岐阜県農業協同組合中央会	
		農業協同組合等が競争力強化生産総合対策地区推進事業実施要領に基づいて行う土地利用型作物の産地の競争力強化を図るための生産体制の整備、実需者・消費者等との連携、新技術の導入等の推進に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の2分の1以内の額	市町村 (農業協同組合、営農集団及び特認団体)	
7 産地収益力向上生産支援対策事業費補助金	産地収益力向上生産支援対策事業	市町村等が産地パワーアップ事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う産地収益力を強化するための農業機械の導入等に要する経費	当該補助に要する経費の2分の1以内の額 ただし、別表第1の(4)の附表(その2)に掲げる施設等については、それぞれ表に掲げる補助金の額とする	市町村 農業者 公社 土地改良区 農業者が組織する団体 民間事業者	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 補助金、交付金の額の変更 (2) 30%を超える事業費の変更 2 事業内容の変更 (1) 事業実施主体の変更 (2) 事業の新設又は廃止
8 数量調整円滑化市町村推進補助金	数量調整円滑化市町村推進事業	数量調整円滑化市町村推進事業実施要領に基づき、市町村が行う米の数量調整に関する事務に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額	市町村	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 当該補助対象経費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 (1) 事業実施主体の変更
9 備蓄米管理調整交付金	県民食料備蓄事業	県民食糧備蓄事業実施要綱に基づき、全国農業協同組合連合会岐阜県本部が備蓄米の管理、保管等に要する経費	知事が別に定める額	全国農業協同組合連合会岐阜県本部	交付金の額に変更を及ぼさない 事業内容の変更

補助金名	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者 (間接補助事業者)	軽微な変更
10 経営所得安定対策事務費補助金	経営所得安定対策事務費	経営所得安定対策等推進事業実施要綱に基づき、市町村、岐阜県農業再生協議会が行う事業に要する経費並びに地域農業再生協議会が行う事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該経費の10分の10以内の額	市町村 市町村（地域農業再生協議会） 岐阜県農業再生協議会	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 （1）当該補助対象経費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 （1）事業実施主体の変更
11 飼料用米生産流通加速化プロジェクト整備事業費補助金	(1) 飼料用米生産流通加速化プロジェクト事業	市町村等が強い農業づくり交付金実施要綱（以下「強い農業づくり要綱」という。）、産地パワーアップ事業実施要綱（以下「産地パワーアップ要綱」という。）に基づいて行う飼料用米の生産・流通体制の整備等産地競争力の強化に必要な共同利用施設の整備に要する経費	当該補助に要する経費の2分の1以内の額	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業者等の組織する団体（ただし、県の区域を対象とする等広域的な取組みを行う場合に限る）	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 （1）補助金、交付金の額の変更 （2）30%を超える事業費の変更 2 事業内容の変更 （1）事業主体の変更 （2）事業の新設又は廃止
		農業者等の組織する団体が強い農業づくり要綱、産地パワーアップ要綱に基づいて行う飼料用米の生産・流通体制の整備等産地競争力の強化に必要な共同利用施設の整備に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の2分の1以内の額	市町村 （農業者等の組織する団体）	
	(2) 附帯事務事業	(1)の経費に係る事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査に必要な経費	当該補助に要する経費の2分の1以内の額	市町村	
12 野菜産地強化特別対策条件整備事業費補助金	(1) 野菜産地強化特別対策条件整備事業	市町村等が強い農業づくり交付金実施要綱（以下「強い農業づくり要綱」という。）、産地パワーアップ事業実施要綱（以下「産地パワーアップ要綱」という。）に基づいて行う、野菜の生産・流通体制の整備等産地競争力の強化に必要な共同利用施設の整備に要する経費	当該補助に要する経費の2分の1以内の額	市町村 農業協同組合連合会 農業者等の組織する団体（ただし、県の区域を対象とする等広域的な取組みを行う場合に限る）	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 （1）補助金、交付金の額の変更 （2）30%を超える事業費の変更 2 事業内容の変更 （1）事業主体の変更 （2）事業の新設又は廃止

補助金名	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者 (間接補助事業者)	軽微な変更
		農業者等の組織する団体が強い農業づくり要綱、産地パワーアップ要綱に基づいて行う、野菜の生産・流通体制の整備等産地競争力の強化に必要な共同利用施設の整備に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の2分の1以内の額	市町村 (農業者等の組織する団体)	
	(2) 附帯事務事業	(1)の経費に係る事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査に必要な経費	当該補助に要する経費の2分の1以内の額	市町村	
13 果樹特産産地強化条件整備事業費補助金	(1) 果樹特産産地強化条件整備事業	市町村等が強い農業づくり交付金実施要綱（以下「強い農業づくり要綱」という。）、産地パワーアップ事業実施要綱（以下「産地パワーアップ要綱」という。）、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（以下「輸出拡大要綱」という。）に基づいて行う、果樹特産の生産・流通体制の整備等産地競争力の強化に必要な共同利用施設の整備に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額	市町村 農業協同組合連合会 農業者等の組織する団体（ただし、県の区域を対象とする等広域的な取組みを行う場合に限る）	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 補助金、交付金の額の変更 (2) 30%を超える事業費の変更 2 事業内容の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 事業の新設又は廃止
		農業者等の組織する団体が強い農業づくり要綱、産地パワーアップ要綱、輸出拡大要綱に基づいて行う、果樹特産の生産・流通体制の整備等産地競争力の強化に必要な共同利用施設の整備に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の2分の1以内の額	市町村 (農業者等の組織する団体)	
	(2) 附帯事務事業	(1)の経費に係る事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査に必要な経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額	市町村	
14 野菜価格安定対策費補助金	(1) 野菜生産出荷安定資金造成事業	指定野菜 1 普通造成費 （一社）岐阜県野菜価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）が独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に対し、機構が行う野菜生産出荷安定資金造成に係る納付金として要する経費	当該経費の10分の10以内の額	（一社）岐阜県野菜価格安定基金協会	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 普通造成費及び特別造成費の相互間における経費の増減 2 事業内容の変更 (1) 野菜計画出荷安定資金造成額の変更
		2 特別造成費 基金協会が機構に対し、機構が行う野菜生産出荷安定資金造成に係る納付金として要する経費のうち、既に納付した納付金の額を控除した経費			

補助金名	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者 (間接補助事業者)	軽微な変更	
	(2) 野菜価格安定交付準備金造成事業	岐阜県野菜価格安定対策事業	1 普通造成費 基金協会が実施する、岐阜県野菜価格安定対策事業にかかる交付準備金のうち、県が負担すべき造成金の経費	交付準備金造成額の2分の1以内の額	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 普通造成費及び特別造成費の相互間における経費の増減 2 事業内容の変更 (1) 野菜価格安定交付準備金造成額の変更
			2 特別造成費 基金協会が実施する、岐阜県野菜価格安定対策事業にかかる交付準備金のうち、県が負担すべき造成金に係る経費から、既に造成された額を控除した経費			
	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	1 普通造成費 基金協会が実施する特定野菜等供給産地育成価格差補給事業にかかる交付準備金のうち、県が負担すべき造成金にかかる経費	指定野菜事業については交付準備金造成額の4分の1以内の額特定野菜事業については交付準備金造成額の3分の1以内の額	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会		
	2 特別造成費 基金協会が実施する特定野菜等供給産地育成価格差補給事業にかかる交付準備金のうち、県が負担すべき造成金に係る経費から既に造成された額を控除した経費	ただし、ブロッコリー、かぼちゃ、スイートコーン、アスパラガスについては4分の1以内の額				
	(3) 岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策事業	基金協会が、野菜価格安定事業の運営管理を行うのに要する経費	局長人件費については10分の10以内の額 その他の経費については収入を差し引いた残額の2分の1以内の額	(一社) 岐阜県野菜価格安定基金協会	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更	
15 園芸特産振興団体育成対策費補助金	園芸特産振興団体育成対策事業	園芸特産物の生産振興を図るため、農業者で組織される岐阜県園芸特産振興会が行う事業に要する経費	知事が別に定める額	岐阜県園芸特産振興会	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更	

補助金名	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者 (間接補助事業者)	軽微な変更
16 元気な園芸特産産地育成対策事業費補助金	元気な園芸特産産地育成対策事業	市町村等が元気な園芸特産産地育成対策事業実施要領に基づいて以下の各タイプの事業を行うために要する経費 (1) 産地強化タイプ 試験研究機関等で開発された新技術等を地域において初めて導入するのに必要な機械・施設等の整備を行う事業に要する経費 (2) 産地育成タイプ 地域において新たな品種・品目を導入し、産地を形成するために必要な機械・施設等の整備を行う事業に要する経費 (3) 朝市等産地活性化タイプ 朝市等直販所での販売を目的とした安全安心、健康なこだわり園芸特産物の生産加工等に必要な機械施設の導入に要する経費	当該事業に要する経費の4分の1以内の額	市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 30%を超える事業費の変更 2 事業内容の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 施設の設置場所の変更 (3) 事業種目、施設区分、構造能力の変更
		農業者団体等が当該事業を行うのに要する経費に対し、市町村が補助に要する経費	当該補助に要する経費の10分の10以内の額 ただし、当該事業に要する経費の4分の1以内の額	市町村 (営農集団・農業協同組合)	
17 園芸産地構造改革支援事業費補助金	園芸産地構造改革支援事業	トマト・ほうれんそう・えだまめ・いちご・かき(柿)の産地を対象に、「産地改革プラン」に基づき、作業受託システムづくりなど、新たな生産・流通システムの構築に向けて行う取組に要する経費を助成。	当該事業に要する経費の2分の1以内の額	農業協同組合、 トマト・ほうれんそう・えだまめ・いちご・かき(柿)を生産する農業者等の組織する団体	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 30%を超える事業費の変更 2 事業内容の変更 (1) 事業主体の変更 (2) 事業の新設又は廃止
18 果樹担い手育成サポートセンター支援事業費補助金	果樹担い手育成サポートセンター支援事業	農業協同組合が果樹担い手育成サポートセンター支援事業実施要領に基づいて行う、産地情報の発信や就農研修拠点の整備に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額	農業協同組合	次に掲げる変更以外の変更 1 経費の配分の変更 (1) 30%を超える事業費の変更 2 事業内容の変更 (1) 事業の新設又は廃止
19 ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金	ぎふ花き販路拡大促進支援事業	全国のバイヤー等を集めた現地視察商談会等の開催及び市場や業界が開催する各種商談会等への出展に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内の額	県内花き生産者等で組織する団体	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更



別表第1の(4)の附表(その1)

補助金等	施設等	補助金等の額
競争力強化生産総合対策事業費補助金	稲(種子用を除く。)を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合	当該事業に要する経費の10分の4以内の額
	乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事	当該事業に要する経費の3分の1以内の額
	米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事	当該事業に要する経費の3分の1以内の額

注) 中山間地域等：振興山村に指定された地域、過疎地域として公示された地域、特定農山村地域として公示された地域、「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

別表第1の(4)の附表(その2)

補助金等	施設等	補助金等の額
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金	樹園地の若返りのために行う果樹の同一品種の改植	次の(ア)から(エ)のいずれかに掲げる補助率又は補助額と(オ)に掲げる額を合計した額 (ア) かんきつ類の果樹 23万円/10a (イ) 主要果樹 17万円/10a (ウ) りんごわい化栽培等 33万円/10a (エ) (ア)から(ウ)に掲げる果樹以外の果樹 1/2以内 (オ) 未収益期間における栽培管理 22万円/10a